住所　埼玉県草加市花栗１丁目５番31号
姜公彦　昭和39年５月５日生
住所　福島県郡山市大槻町字反田７番地２
尹淳榮　昭和25年６月24日生
住所　岐阜県美濃加茂市西町６丁目300番地10
朴昌市　昭和47年１月６日生
住所　東京都西東京市田無町１丁目２番４―603号
河順子　昭和22年12月８日生
住所　滋賀県米原市宇賀野43番地24
申在植　昭和31年４月24日生
崔眞由美　昭和33年６月17日生
住所　滋賀県米原市梓河内1120番地
申在龍　昭和37年１月10日生
住所　鳥取県米子市観音寺新町３丁目５番８号
金榮達　昭和55年２月27日生
住所　鳥取県米子市上後藤４丁目15番７号
金文惠　昭和53年５月６日生

○文部科学省告示第九十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月七日

文部科学大臣　平野　博文

別表の補助金等の名称の欄中「学校教育設備整備費等補助金」を「学校教育設備整備費等補助金　特別支援教育就学奨励費補助金」に、「沖縄特別振興対策事業費補助金」を「沖縄特別振興対策事業費補助金　政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金」に、「大学改革推進等補助金」を「大学改革推進等補助金　国立大学改革強化推進補助金」に、「私立学校施設整備費補助金」を「私立学校施設整備費補助金　私立大学教育研究活性化設備整備費補助金」に改め、「（一般会計予算に限る。）」を削り、「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金（エネルギー対策特別会計予算に限る。）」を「国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○文化庁告示第二十一号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月七日

文化庁長官　近藤　誠一

一　名称

平成二十四年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

1　東京会場

（ア）日時　平成二十四年八月八日（水）（十時から十七時まで）、八月九日（木）（十時から十七時まで）及び八月十日（金）（十時から十五時三十分まで）

（イ）場所　東京大学本郷キャンパス　法文一号館二階二五番教室【定員四〇〇名】（郵便番号一一三―〇〇三三　東京都文京区本郷七丁目三番一号）

2　京都会場

（ア）日時　平成二十四年九月五日（水）（十時から十七時まで）、九月六日（木）（十時から十七時まで）及び九月七日（金）（十時から十五時三十分まで）

（イ）場所　京都大学吉田キャンパス吉田南四号館三階四共三〇教室【定員二〇〇名】（郵便番号六〇六―八五〇一　京都市左京区吉田二本松町）

四　履習すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者

2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者

3　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続

1　申込期限

平成二十四年五月三十一日（木）まで（消印有効）

2　申込書

別記様式

3　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先・申込者氏名を記入し百二十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。

4　受講料

無料

八　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

九　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。

○財務省告示第百五十六号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月七日

財務大臣　安住　淳

表供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金の項中「横浜地方法務局平塚出張所及び」を削る。